

2021年度(令和3年度)事業方針

日本を取り巻く情勢は、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない世界的規模の感染拡大、米中貿易摩擦の行方などで不透明感があるものの、英、米において新規開発されたワクチンの接種が始まり全世界の期待が集まっている中で、日本国内では、新型コロナの感染拡大の第3波で首都圏を含めた11都府県に緊急事態宣言が再発出され、2月末からワクチン接種が始まったとは言え、大きな不安を残す状況になっています。

そうした中、労働行政においては働き方改革関連法が施行され、周知・展開されています。

また、労働災害において愛知県内では確定値で死亡者数は50人(前年確定値比+5人)で、休業4日以上之死傷病災害は7,460人で、増加傾向となっています。

刈谷署管内では、死亡者数は3人で、休業4日以上之死傷病災害は確定値において507件(前年比+14)で前年に続き増加傾向となり、第13次労働災害防止推進計画の目標達成が、大変厳しい状況になっています。

今年は、ウイズコロナ時代による労働環境の整備及び労働災害防止対策等が重点施策になります。

以上の背景から、当協会は、「働く人すべてが、安心して安全で健康に働ける職場環境づくり」を達成するため、労働基準行政の方針に従い地域行政とも協業し、下記の事項を推進していきます。

1. 労働者の労働条件の確保・改善の推進 ～ウイズコロナ時代による労働環境の整備～

- (1) 過重労働による長時間労働の防止と健康障害防止対策の支援
- (2) 働きやすい職場づくりの啓発
- (3) 法改正された労働関係法等の内容の周知
- (4) 相談事例等を基にした基本的な労働関係法等の周知

2. 労働者の安全と健康の確保対策の推進 ～第13次労働災害防止推進計画 4年目～

- (1) リスクアセスメントの推進(「危なさ向き合おう」の提唱)
- (2) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの理解促進の支援
- (3) 健康の保持・増進の啓発

3. 各種教育及び情報(法令、指針等)の周知と啓発

- (1) 西三河三協会、愛知県下各労働基準協会との協業による技能講習、特別教育等の充実
- (2) 出張教育による会員へのサービス向上
- (3) 無料相談窓口による安全衛生・労務管理等の助言の実施
- (4) 協会報「KA・RI・YA」及び協会ホームページの活用